

## 令和 5 年度策定予定かまいし男女共同参画推進プランの概要について

### 1. 基本理念（案）

「多様な生き方を認め合い、互いに支え合いながらみんなが輝けるまちづくり」

### 2. 基本目標（案）

#### I. あらゆる分野における男女共同参画の推進

##### ○施策の方向

##### (1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進

令和 5 年 6 月に世界経済フォーラムにより発表された各国の男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数」は、日本が 146 か国中 125 位であり特に政治、経済の分野でのスコアが低いことが指摘されている。

市内における女性管理職や審議会や委員会に女性委員の割合を増やし、女性が参画することで、多様な意見を政策に反映されるよう取り組む。

##### (2) 女性活躍を見据えた多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

令和 2 年国勢調査によると釜石市の女性労働力率は、45.7%となっており、全国平均の 53.5%、岩手県平均の 52.5%と比較すると、低い傾向となっており、女性の就業が進んでいないことが分かる。

男女がともに個性と能力を発揮し、仕事と家庭・社会活動の両立を実現するために多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行う。

##### (3) 家庭生活や地域生活における男女共同参画の推進と子育てや介護支援体制の充実

令和 4 年就業構造基本調査によると、女性の就業率は 53.2%で過去最高となり、育児をしながら働ける環境整備が進んでいる一方、家族の介護等を理由に過去 1 年間に離職した人は前回調査から増加している。女性が出産・育児・介護などに対応し、多様で柔軟な働き方を実現させるには、男性の積極的な家事・育児・介護などへの参加が不可欠であることから、男性の主体的な家庭生活への参画を進める取り組みを行う。

##### (4) 農林漁業における男女共同参画の推進

農林漁業は家族経営で従事することが多いことから、女性が主体性を持ち、経営に参画できるよう、家族や地域などにおける意識改革を進め、女性が意欲を持って経営に取り組めるような支援を行う。

##### (5) 男女共同参画の視点を取り入れた防災力の向上

東日本大震災では、様々な意思決定過程への女性の参画が十分でなかったことにより避難生活において男女共同参画の視点が欠けており、様々な困難があったことが報告されている。

女性の生活者としての視点を取り入れるとともに、平常時からの性別役割分担意識をはじめとするジェンダーバイアスの解消と多様性配慮の視点を生かした防災の推進を行う。

## II. 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成

### ○施策の方向

#### (1) 男女が平等であることの意識づくりの推進

男女がともに社会に参画し、平等であることを実感できるよう、性別による固定的な役割分担意識や無意識な思い込み(アンコンシャス・バイアス)を変革する取り組みを行い、男女が互いの人権を尊重して生活できる環境づくりを推進する。

#### (2) 性的少数者等に配慮した多様性の尊重

性的指向や性自認などにより差別をすることは人権侵害にもつながり、個々の個性と多様性を理解し、尊重することが必要である。

性的指向や LGBT 等の性的少数者、性自認等についての理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安心して暮らせる環境の整備を行う。

#### (3) 男女平等教育の推進

人間形成の基礎となる時期において、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力の重要性等を学ぶことは、男女共同参画社会の実現に向けて大きな役割を果たすことから、子どもたちをはじめとした市民が教育・学習を受ける機会の充実に努める。

#### (4) 国際的な男女共同参画社会の理解の促進

男女共同参画施策が国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきていることを踏まえ、先進国文化、国際的規範、持続可能な開発目標(SDGs)等について学び、国際的な男女共同参画についての理解を深める。

### Ⅲ. 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備

#### ○施策の方向

#### (1) 男女間における暴力や犯罪の根絶

男女間における暴力は、犯罪となる行為を含む重大な権侵害であり、男女がお互いを尊重し、対等な関係作りを進める男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題である。

近年、SNS、インターネット、スマートフォンなどが急速に普及する中で、これらを利用した交際相手からの暴力や性犯罪などはより一層多様化しており、そうした新たな形の暴力への対応が求められている。

関係機関が連携して、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、事態が深刻化しないうちに被害者が相談できるよう相談窓口の周知や支援体制の整備に取り組む。

#### (2) 生涯を通じた心とからだの健康支援

女性は、妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある。

子宮頸がん、乳がんなど女性特有の病気に対応した検診を実施するほか、健康の増進を支援するとともに出産期には妊娠・出産・育児などについての健康教育や相談活動、情報提供に努めるなど生涯を通じた健康支援を行う。

#### (3) 生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる社会の構築

社会情勢の変化、価値観の多様化等によりひとり親家庭は増加傾向にある。特に、女性は、男性よりも非正規雇用の割合が高く、貧困等による生活上の困難に陥りやすい傾向にある。

また、ひとり暮らしの高齢者は、男女ともに増加傾向にあり、経済的な理由により、福祉サービスを受けられない高齢者が多くなっている。

高齢者や障がい者、貧困等により生活上の困難に直面する者が社会的なつながりを回復し、いきいきと安心して暮らすことができるように相談体制や福祉サービスの充実に努める。